

健康保険給付をご活用ください

協会けんぽでは、下記のとおり給付金を支給しております。詳細につきましては、それぞれQRコードから協会けんぽホームページをご確認ください。

給付の種類	どんなときに
傷病手当金	被保険者が病気やケガのために仕事に就くことができず、給与が受けられないとき
出産手当金	被保険者本人が出産のために会社を休み、その間の給与が受けられないとき
出産育児一時金	加入者が出産したとき
埋葬料(費)	加入者が亡くなったとき
療養費(立替払)	保険証を提示できず、自費で診療を受けたとき等
療養費(治療用装具)	コルセット、弾性着衣、治療用眼鏡などを医師の指示で作成し、装着したとき
高額療養費	医療機関等に支払った1か月の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えたとき



その他の給付や
制度について



申請書の
ダウンロードはこちら



詳しくはこちらを
ご確認ください！

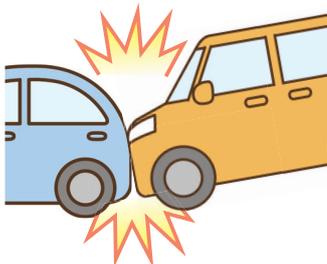
交通事故などで保険証を使う場合は
「第三者等の行為による傷病(事故)届」が必要です

交通事故など第三者が原因でけがをした場合でも、健康保険で診療を受けることができます。その場合、本来相手方が支払うべき治療費等を協会けんぽが一時的に立て替えることとなります。立て替えた費用を相手方または損害保険会社等に請求する際に「第三者等の行為による傷病(事故)届」が必要となりますので、すみやかに協会けんぽへご提出ください。

第三者行為とはどんなものを指しますか？

交通事故

(自動車や原付、自転車など)



けんかや暴力行為



外食での食中毒

他人が飼っている
ペットに咬まれた

ただし仕事や通勤途中のけがについては労災保険の適用となるため、健康保険での治療は受けられません。
その場合は**管轄の労働基準監督署**にご相談ください。

ジェネリック医薬品を選びましょう

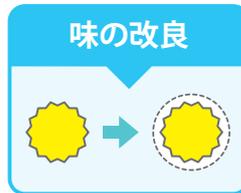
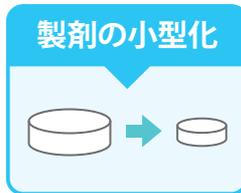


ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が先発医薬品と同等であると厚生労働省から認められたお薬です



服用しやすいように工夫が図られているものもあります



先発医薬品の特許が切れてから作られるため開発期間が短く、**価格が安価(最大で先発医薬品の6割)**となっております。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品で供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。

切り替えを希望される方は、医師や薬剤師とよくご相談ください。



和歌山県におけるジェネリック医薬品の使用割合について

和歌山県のジェネリック医薬品の使用割合は、

80.5%

(令和5年12月時点、全国44位) となっております。

事業主・加入者のみなさまへ ご協力のお礼

お忙しい中、「令和5年度被扶養者資格再確認」にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

みなさまのご協力のおかげで、**71,350人(和歌山支部は449人)の被扶養者の削除と高齢者医療制度への負担が約10億円程度削減**できる見込みとなりました。

なお、「令和6年度被扶養者資格再確認」につきましては秋頃お送りする予定となっております。届出忘れがないか確認するためにご活用ください。

ご協力いただき誠にありがとうございました!

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなった際は、すみやかに管轄の年金事務所へ健康保険被扶養者(異動)届と保険証を併せてご提出くださいますようお願いいたします。

